

## 神戸市地域公共交通活性化協議会庶務規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、神戸市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の庶務に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (事務局)

第2条 協議会の庶務を処理するため、住宅都市局に事務局を置く。

## (所掌事務)

第3条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の資料作成に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項。

## (職員等)

第4条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、神戸市住宅都市局交通政策部公共交通課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、神戸市住宅都市局交通政策部公共交通課の職員をもって充てる。

## (専決事項)

第5条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りではない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

## (文書の取扱い)

第6条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、神戸市において定めている文書の取扱いの例による。

## (公印の取扱い)

第7条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状・寸法、書体、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

- 2 協議会の公印の保管は、事務局長が行う。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

名称	形状・寸法	書体	用途	個数	管理者
神戸市地域公共交通活性化協議会会長の印	<div data-bbox="470 414 654 604" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">           神戸市地域公共交通            活性化協議会            会長の印         </div> <p data-bbox="462 660 662 694">21mm×21mm</p>	隸書	会長名をもって発する文書	1	事務局長